

京 都 大 学 大 学 院 地 球 環 境 学 舎 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 8 条 通則第 4 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は<u>休学することなく</u>外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 通則第 4 5 条第 3 項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>3 通則第 4 6 条第 1 項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>4 前 3 項の規定による許可の願い出については、前 4 条の規定を準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 8 条 通則第 4 5 条第 1 項、<u>第 2 項</u>又は第 4 項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から施行する。</p>